

総務常任委員会 継続審査 助役1人制に改正

継続審査の条例改正案を可決 時代の要請も総合的に勘案

9月定例会において継続審査となっていた「富士見町の助役の定数を増加する条例を廃止する条例」について、審査しました。

この条例は、住民に十分な理解がなされていない。一昨年の3月議会で条例が制定されたばかりであり、条例そのものの重さについても深い議論の場と時間が必要。住民への説明責任もあるのではないか等の理由から継続審査の扱いとなっていたものです。

審査にあたっては、助役自らの出席を求め、実際に一人で執務をしてきた実態等の説明を受けました。

：パノラマスキー場に関する金融機関との折衝、また協働のまちづくりも前向きに関われるようになってきた。助役一人になつて、3ヶ月余を経過し、執務は大変ではあるが、庁内の連携と協力体制が取れていることで特段な支障は無いと判断している。町政懇談会においても助役一人制について、

理解を得られたと思う。町長から行政サービスに努めるよう指示を受け、誠心誠意努める覚悟と良い結果を出せるよう励みたい。……

一方、国の地方制度調査会においても、一定の権限と責任を強化した副町長制度等に移行する議論等も深まっている現状を踏まえ、これらの時代の要請など総合的に勘案し、全員一致可決すべきものと決しました。

査しました

社会文教常任委員会 現地確認 灰溶融施設

周辺環境や安全等に配慮した施設建設を

ごみ処理事業について現地確認をし、実態を調査しました。

ごみ焼却処理は、茅野・原・富士見の3市町村で構成する「諏訪南行政事務組合」が運営していますが、当委員会からも3名が組合議会議員として選出されています。

各家庭から出される可燃ごみは、茅野市にある諏訪南清掃センターで焼却し、排出される焼却灰などは、茅野市と富士見町にある最終処分場に埋立て処理しています。が、処分場は数年で計画埋立量に達する見込みとなっています。

このため、焼却施設から発生する焼却灰や、最終処分場の埋立ごみを、1200位の高温で処理し、冷却・固化したガラス状の物質(スラグ)にして、建築資材等へ有効利用ができる循環型社会を推進するため、灰溶融施設の整備計画を決定しました。

この灰溶融施設は、町内休戸にある南諏衛生センター内へ建設するため、

2月初旬頃までの予定で旧焼却施設を解体していただきます。解体工事はダイオキシンなどの有害物質の飛散に配慮し、慎重に進められています。灰溶融炉にはいくつかの方式がありますが、組合議会では慎重に灰溶融施設に関する仕様等の検討を行い、平成20年の完成を目指しています。

当委員会としても施設を受け入れる地元とし、環境や安全・コストなどに配慮した施設建設を要望し、注視していくことにしています。



取り壊し中の焼却炉
(南諏衛生センター)